

# 守山市水道料金システム等更新および保守業務仕様書

令和6年8月

守山市上下水道事業所経営総務課

## 1 基本事項

本仕様書は、水道料金システムおよび給水申請受付システム（以下「水道料金システム等」という。）の更新および保守について、守山市上下水道事業所（以下「発注者」という。）が、実施事業者（以下「受注者」という。）に求める仕様について定めるものである。

本仕様書に示す要求事項は、原則として全て実現すべきものであるが、受注者が代替案を提示し発注者がこれを承諾した場合は、要求を満たしたものとする。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務を実施するにあたり効果的と考えられる事項については、積極的に提案すること。

## 2 業務の範囲

本業務において、受注者が実施する業務は次のとおりとする。

- (1) 水道料金システム等の構築
- (2) 水道料金システム等のハードウェア納入・設置・動作確認
- (3) 水道料金システム等の保守

## 3 履行期限および業務期間

本業務の履行期限および業務期間は次のとおりとする。

- (1) 水道料金システム等の構築およびハードウェア納入・設置・動作確認

履行期限：令和7年10月31日

- (2) 水道料金システム等の保守

業務期間：令和7年11月1日から令和12年10月31日まで

## 4 業務体制

- (1) 本業務を行う体制については以下の要件を満たし、体制図を提示すること。

ア 作業全体を統括する統括責任者を選任すること。

イ 適切な担当グループを設定すること。

ウ 関係する他の事業者と協力し、プロジェクトを円滑に進めることができる体制であること。

エ 業務知識に精通し、他事業体の構築事例を提供し、業務改善およびカスタマイズ抑制、品質向上に資する能力を有する者を配置すること。

オ 品質管理責任者を配置し、成果物の品質確保ができる体制であること。

カ 打合せの実施後は議事録の作成を行うこと。議事録については、打合せ・報告会等の開催後、5営業日以内に提示すること。

(2) 本業務は、高品質なシステムの提供を保証するものとする。そのため、受注者はISO9001の認証を保有していることとする。

## 5 パッケージソフトの活用

当システムは、他事業体や公共機関等において運用実績のあるパッケージソフトを活用し、システムの安定稼働を確保するとともに、構築・保守・運用管理にかかるコストを削減すること。ただし、ソフトのカスタマイズの要望があれば対応できるものとする。

## 6 本業務の状況

本業務の状況は次のとおりである。

### (1) 業務状況（令和5年度実績）

項目	上水道	下水道	
人口	85,674人 (給水人口)	85,487人 (処理区域内人口)	
件数	37,263件 (給水戸数)	35,647件 (排水件数)	
有収水量	8,884,556 m <sup>3</sup>	9,819,402 m <sup>3</sup>	
年間調定件数	173,680件	162,818件	
開閉栓件数	開栓：2,058件 閉栓：1,864件	—	
共通項目			
請求方式	納入通知書、口座振替、集金		
取扱金融機関数	11機関（ゆうちょ銀行含む）		
コンビニ収納代行業者	株式会社電算システム		
納入通知書発行数	年間 29,145枚		
督促状発行数	年間 4,646枚		
催告書発行数	年間 687枚		
口座振替 収納件数		定例口座振替	再振替
	請求件数 収納件数	138,703件 126,709件	2,327件 1,515件
検針、開閉栓、滞納徴収等包括業務業者	株式会社エコシティサービス (現在：株式会社アウトソーシングトータルサポート)		
検針・調定サイクル	偶数月（B地区）・奇数月（A地区）の区分けによる 隔月検針・隔月調定		

メーター管理状況	入庫	4,424 個 (購入および修理による入庫) 129 個 (撤去による入庫)
	出庫	4,400 個 (修理による出庫) 299 個 (新規取付による出庫)
	交換	4,164 個 (検定満期によるメーター交換) 3 個 (メーター異常)

## (2) 水道料金等

### ア 水道料金

料金(消費税および地方消費税相当額を含む。)は、2月につき別表第1に定める基本料金と水量料金との合計額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。ただし、共用給水装置を使用する場合の料金は、水道使用者等の届出に基づき、次の(ア)および(イ)により算定した基本料金と水量料金の合計額とする。

#### (ア) 基本料金

各戸のメーターの口径を13ミリメートルとみなし、2月につき別表第1の基本料金に届出の使用戸数を乗じて得た額とする。

#### (イ) 水量料金

当該共用給水装置の総使用水量を使用戸数で除して得た水量を基礎とし、2月につき別表第1の水量料金により、算定した額に当該使用戸数を乗じて得た額とする

別表第1

メーター の口径または用途	料金区分 基本料金 (1期あたり) 金額	水量料金(1期あたり)	
		使用水量	金額(1立方メ ートルにつき)
13ミリメートル	576.4円	1立方メートルから20立方メ ートルまでの部分	95.7円
20ミリメートル	1,467.4円	20立方メートルを超え50立 方メートルまでの部分	119.9円
25ミリメートル	2,724.7円	50立方メートルを超え200立 方メートルまでの部分	165円
30ミリメートル	4,191円	200立方メートルを超え500 立方メートルまでの部分	196.9円
40ミリメートル	7,752.8円	500立方メートルを超え3,000 立方メートルまでの部分	240.9円

50 ミリメートル	12,676.4 円	3,000 立方メートルを超える部分	253 円	
75 ミリメートル	28,810.1 円			
100 ミリメートル	47,876.4 円			
教育施設用	12,676.4 円			
公衆浴場用	12,676.4 円	1 立方メートルから	119.9 円	
臨時用	5 立方メートルの使用水量を含む。	4,295.5 円	5 立方メートルを超える部分	486.2 円

イ 下水道使用料

使用料の額(消費税および地方消費税相当額を含む)は、おおむね 2 月の期間における汚水の排除量に応じて、別表第 2 に定める基本額と超過額の合計額とする。

別表第 2

種別	基本額		超過額	
	汚水排除量	使用料	汚水排除量	使用料
一般汚水	10 立方メートルまでの部分	2,274.8 円	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの部分	1 立方メートルにつき 37.4 円
			20 立方メートルを超え 60 立方メートルまでの部分	1 立方メートルにつき 132 円
			60 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの部分	1 立方メートルにつき 149.6 円
			100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの部分	1 立方メートルにつき 169.4 円
			200 立方メートルを超え 1,500 立方メートルまでの部分	1 立方メートルにつき 193.6 円
			1,500 立方メートルを超える部分	1 立方メートルにつき 210.1 円
特定排水			1,500 立方メートルを超える部分	1 立方メートルにつき 277.2 円

公衆浴場 汚水	600 立方メー トルまでの部 分	24,002 円	600 立方メートルを超える部 分	1 立方メートルにつき 75.9 円
------------	-------------------------	----------	----------------------	-----------------------

#### ウ 加入金

加入金の額(消費税および地方消費税相当額を含む)は、メーターの口径に応じて別表第3に定める額とする。ただし、メーターの口径を増す改造工事に係る加入金の額は、新口径に係る加入金の額から旧口径に係る加入金の額を控除した額とする。

#### 別表第3

メーターの口径等	加入金の額
13 ミリメートル	80,660 円
20 ミリメートル	174,950 円
25 ミリメートル	348,850 円
30 ミリメートル	639,040 円
40 ミリメートル	1,204,760 円
50 ミリメートル	2,147,610 円
75 ミリメートル	5,657,140 円
100 ミリメートル	11,523,810 円
臨時用	2,200 円

### 7 水道料金システム等の仕様

#### (1) 基本業務スケジュールへの対応

円滑に定例業務が効率的に遂行できるよう「別紙1 基本業務スケジュール表(令和5年度実績)」のサイクルに沿った業務体制を整えること。

#### (2) 水道料金システム等の構築

「別紙2 機能要件項目一覧表」および「別紙3 帳票等一覧表」の記載内容に準拠すること。

#### (3) ハードウェア納入・設置・動作確認

「別紙4 機器仕様書」に記載されている内容を満たすこと。なお、設置場所や設置スケジュールなどは発注者と別途協議するものとする。ハードウェアの納品および設置作業、動作確認作業は受注者が実施することとし、バックアップ設定等、業務システム以外のセットアップ作業も含むこと。

## 8 システムの構成と基盤環境について

サーバ等の機器は、次のいずれかを選択することとし、導入するシステムに最適な構成とすること。なお、データセンターの調達にあたっては、次の①～③を利用する場合は「別紙 6 データセンター機能要件一覧」に準拠していること。

利用する基盤	情報基盤利用料	回線利用料
①おうみ自治体クラウド協議会で構築している情報基盤（※1）	発注者負担	受注者負担なし (既存回線利用)
②受注者が調達するデータセンター	受注者負担	受注者負担
③LGWAN-ASP方式（※2）	受注者負担	受注者負担
④本市の仮想基盤（※3）	受注者負担なし (既存基盤利用)	受注者負担なし (回線不要)

※1 本システム利用期間内の情報基盤の更新（現契約期間：令和8年9月末まで）を予定しているので留意の上、対応すること。情報基盤利用料のみ発注者から京都電子計算株式会社に支払うこととし、その費用は見積金額に含めること。

※2 インターネットから LGWAN への通信を完全に遮断したシステムとすること。また、特定通信による制御を行うとともに、市内他のシステムにアクセスしないこと。なお、作業にかかる費用は見積金額に含めること。

※3 メモリ増設が発生する場合の作業費、ライセンス利用料等、本市仮想基盤を利用するにあたり発生する一切の費用について見積金額に含めること。また、利用するソフトウェアのライセンスについては仮想基盤上でライセンス違反とならないように配慮すること。

## 9 データ移行について

移行対象データ（※）は、発注者が現行システムの開発業者から提供を受け、そのデータを受注者に提供する。受注者は、そのデータを基に移行作業を実施することとし、次に掲げる事項に沿って行うこと。

※水道料金システム：水栓、使用者、調定、収納等提案システムにて必要な各種マスターデータ

給水申請受付システム：給水台帳、給水調定、給水収納等提案システムにて必要な各種マスターデータ

(1) データ移行にあたっては、受注者が主体となり、既存のデータを含め現行システムのデータ内容およびマスタ間の相関関係を十分に分析し、上下水道事業所と協議のうえ、

実施すること。

- (2) 受注者に提供する移行データは、現行システム開発業者が発注者に提供し、発注者から受注者に提供する。データは CSV で UNICODE 形式とする。また、提供する移行データの内容説明は、現行システム開発業者から発注者および受注者に対して行うこととし、これら現行システム開発業者に対して生じる費用は、原則発注者による負担とするが、正常なデータ移行を行うために、さらに詳細な情報が必要と判断した場合は、費用負担を含め、発注者、現行システム開発業者、受注者で協議する。

現行システム開発業者	富士通 Japan 株式会社 大阪府中央区城見 2-2-6
現行システム	AQUASTAFF V2.3
担当者名/電話番号	猪田 萌子/06-6920-5627

- (3) 既存システムのデータを移行するにあたっては、データ件数・内容を一致させるだけでなく、調定・収納等の金額・件数、使用者の利用状態、水栓の状態等、既存のデータを含め正しく旧システムより移行できていることを証明するドキュメントを提示すること。また、Excel 等のデータ抽出ツールも、同等の機能で正しく動作するか確認を行うこと。

## 10 調整・検証について

- (1) 受注した場合は、自己の責任と負担において、導入システムを稼働させるために必要な実験、検証、スケジュールの作成を行うこと。実験・検証の時期および場所は発注者と受注者で協議して決定するものとする。詳細の議事録については、受注者が作成すること。
- (2) 口座振替データについて、発注者の指定する金融機関と、請求データの伝送・読取テストを調整・実施すること。
- (3) コンビニ収納代行業者と、バーコード読取テストおよび収納データの受信テスト等について調整・実施すること。
- (4) 上記以外にも必要な調整・検証があれば、発注者と協議のうえ実施すること。

## 11 導入支援・研修

- (1) システム導入時、複数回発注者職員および上下水道料金等関連業務受託事業者社員にシステムの操作・運用指導を実施すること。それぞれの操作・運用指導は、下表に示す



主な項目を中心に行うこととし、業務を行うタイミングや発注者が希望した時期に合わせて行うこと。操作・運用指導回数や具体的な実施スケジュールについては、発注者と別途協議して決定するものとする。

《水道料金システム》

主な操作・運用指導内容
メニュー・マスタ保守・異動処理・照会処理の説明
データ収集用携帯端末の説明
検針処理・調定処理の説明
収納処理・口座振替処理・還付充当処理の説明
滞納管理処理の説明
メーター交換管理処理・統計資料・その他処理の説明

《給水申請受付システム》

主な操作・運用指導内容
概要の説明・マスタ保守の説明
受付から入金処理までの説明
統計関係資料作成方法の説明
収納処理・口座振替処理・還付充当処理の説明

- (2) 導入期間中に職員から質疑があった場合は速やかに対応すること。
- (3) 本稼働時に最初に行う主要処理（日常業務で使用する帳票作成や納入通知書の発行等）を遂行する際は、必ず立会いを行うこと。
- (4) 旧システムからの移行が円滑にできるよう仮稼働期間を十分に設定すること。
- (5) システム操作マニュアルを納品すること。（データ形式が望ましい）

## 12 保守対応

システムの導入および導入後のサポートを同一の事業者にて行い、保守対応は問い合わせ等の窓口を統一することとし、「別紙5 保守仕様書」に記載されている内容を満たすこと。

## 13 次回更新時サポート

本契約期間終了後、次のシステムに切り替わった場合は、新規受注者を支援し、発注者が業務を滞りなく行えるよう資料提供・助言等を行い、誠意をもって対応すること。また、移

行データの切り出し等、作業については適切に行うこととし、発注者と協議すること。

#### 14 成果物

- (1) 水道料金システム等 一式
- (2) ハードウェア 一式
- (3) システム操作マニュアル 一式
- (4) 作業工程スケジュール表
- (5) 打合せ議事録
- (6) 作業報告書

#### 15 個人情報の取扱い

受注者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### 16 その他留意事項

- (1) 受注者は、「環境方針」を本業務従事者に周知、徹底し、環境にやさしい事業活動を中心掛けること。また、環境方針を周知した旨を発注者に書面等により提出すること。
- (2) 成果品納品後に不良、不備、誤りまたは是正すべき事項等が発見された場合、協議の上、誠意をもって、対応するものとする。なお、当該是正に係る費用が生じた場合は受注者の負担とする。
- (3) 業務遂行に係る資料の提出を発注者が要求した場合は、協議の上、誠意をもって対応することとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。